

=配達証明=

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命館内
山近・矢作法律事務所
弁護士 内田 智 先生



102-75-17717-2

〒100-8355
東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
新東京ビル6階
中村合同特許法律事務所
弁護士 田 中 美 登 里

有
乐

有
乐

相
手

相
手

相
手

相
手



受付通番：2014090914032700100001 号

平成26年9月9日

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命館内
山近・矢作法律事務所
谷口雅春先生を学ぶ会代理人
弁護士 内田 智先生

〒100-8355

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
新東京ビル6階
中村合同特許法律事務所
宗教法人生長の家 代理人
弁護士 田中 美登里
同 田中 伸一郎
同 相良 由里子
同 外村 玲子

拝 復 先生におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

引き続き、宗教法人「生長の家」（以下「生長の家」といいます。）の代理人として本書を差し上げます。

1 平成26年5月27日付の貴信を拝受いたしました。

貴信によれば、生長の家による各要求は、（1）信教の自由に対する重大かつ明白な侵害であり、（2）宗教集会等の儀式行事の執行は、不正競争防止法の適用対象外であり、（3）生長の家が主催する集会等であるとの誤認、混同などが生じる余地は全くない、ことを理由に、断固拒絶する、とのことですが、以下に述べるとおり、容認できません。

2 商標権侵害について

（1）まず、『實相』の書についての商標出願は、本年4月18日付で登録商標（登録第5665365号）となりましたので、ここにお知らせします。

生長の家は上記商標権に基づき、改めて『實相』の書の使用中止を求める。

- (2) また、貴信においては、生長の家のマークの使用について、何ら反論がなされておらず、
生長の家の商標権を侵害することを自認されているものと思料いたします。
- (3) つきましては、『實相』の書及び生長の家のマークの使用を直ちに中止し、今後二度と
使用しない旨を誓約してください。

3 不正競争防止法違反について

ご指摘の最高裁判例は、元被包括の関係にあり、ほぼ同一の名称の使用を長期間にわたり
使用して来た宗教法人に対して、包括関係がなくなったことを根拠に名称の使用の中止を求
めた事案についてであり、本件とは明らかに事案が異なります。

本件は、団体の名称が問題となっているものではありません。会場前方に、生長の家のマー
クと『實相』の書を掲げて、集会を行うという行為を問題としているものです。本件にお
いて貴依頼人は、上記のような掲示を行わなくとも宗教集会を開くことは十分に可能であり、
もちろんこのような掲示を使用して長期間集会を行ってきたという歴史もありません。それ
にもかかわらず敢て生長の家のマークと『實相』の書を冒用し、生長の家の態様を模倣して
活動しているものであり、当該集会に参加した人であれば、貴依頼人による集会等を、生
長の家の主催するものであると誤認、混同するおそれは十分に存在します。

よって、ご主張は全く理由のないものと思料します。

- 4 以上の次第です。私どもの要求に応じて頂けない以上、法的手段を含め、断固たる措置を
検討せざるを得ないことをご承知おきください。

敬 具

相手

本件

差出人

〒100-8355 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号新東京ビル6階
中村合同特許法律事務所 弁護士 田 中 美 登 里

受取人

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号第一生命館内
山近・矢作法律事務所 弁護士 内田 智 先生

この郵便物は平成26年9月9日
第10275177172号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2014090914032700100001号

2 / 2 頁

郵便認証司

26. 9. 9

東京
26. 9. 9
12-18